

神戸市道路公社財産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市道路公社定款及び神戸市道路公社会計規程に基づき、神戸市道路公社が管理する財産のうち、神戸市道路公社占有規程が適用されない財産の管理等について、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付の承認)

第2条 この規程により貸付を承認する範囲については、神戸市公有財産規則(昭和44年10月神戸市規則第43号の2。以下「規則」という。)に定める行政財産の使用許可の範囲の例によるものとする。

2 前項で準用する規則の規定のうち、「本市」は「神戸市道路公社」と、「市長」は「理事長」と読み替えるものとする。

(貸付等の条件)

第3条 前条により貸付が承認される場合において、貸付等の条件を定めるに当たっては、規則に定める普通財産の貸付の例によるものとする。

2 前項に定めるほか、必要な事項については、規則及び神戸市通知等の例により、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に神戸市道路公社の許可を受けたものであって、許可期間が平成24年4月1日以後に係るものについては、この規程によって許可を受けたものとみなす。ただし、この場合の貸付料については従前の額による。